

第 314 回愛媛海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和 7 年 6 月 3 日（火）13：57～14：30

2 開催場所 松山市二番町四丁目 6 番地 2
愛媛県水産会館 6 階大会議室

3 出席者

(1) 委員 佐々木護 網江正安 川上昭二 喜田ヒサ子 林喜代行
藤田一也 對尾眞也 塩田浩二 金子丈広 福島大朝
立花弘樹 三好 猛 竹ノ内徳人

(計 13 名)

(2) 県 農林水産部水産局水産課 梶田課長
山下主幹 (事務局長)
納田漁業調整係長
中島資源管理係長
東予地方局水産課 成田課長
東予地方局今治支局水産課 中島課長
中予地方局水産課 宇野課長
南予地方局水産課 八木課長
南予地方局愛南水産課 高島課長
南予地方局八幡浜支局水産課 薬師寺課長

(計 10 名)

(3) 事務局 逢阪事務局次長 大谷書記 松本書記

(計 3 名)

(4) 傍聴者 なし

4 付議事項

(1) 愛媛県資源管理方針の変更について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり変更して差し支えない旨答申

(2) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

(3) ぶりに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

(4) 新規の許可等について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

5 報告事項

- (1) くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更について
- (2) 令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

6 その他

7 議事の内容

1 開会

逢 阪 次 長 定刻より若干早いですが、出席予定の委員全員がお揃いですので、ただいまから、第314回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。

本日は平井委員、木和田委員が都合により御欠席ですが、委員定数15名に対し13名の委員が出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立していることを御報告します。

また、会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は、1枚ものの次第と愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、ホッチキス留めした資料1から資料5でございます。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を佐々木会長にお願いします。

2 会長挨拶

佐々木会長 委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、お忙しいところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、平素は、当委員会の運営に何かとお力添えをいただき、ありがとうございます。

さて、本日は付議事項として、事前に御案内申し上げましたとおり、愛媛県資源管理方針の変更について、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、ぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、新規の許可等についての諮問4件を御審議いただくことになっております。

また、このほか、くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更についてなど、計2件の報告事項もあります。

どうぞ、慎重な御審議と適切な御決定を賜われますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

3 議事録署名人選出

佐々木議長 議事に先立ちまして、議事録署名人を選出します。恒例により、私から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人は、藤田委員さん

と竹ノ内委員さんの御両名をお願いします。

4 (1) 第1号議案（愛媛県資源管理方針の変更について（諮問））

佐々木議長 これより議事に入ります。第1号議案、愛媛県資源管理方針の変更についてを議題とします。

事務局から説明願います。

逢阪次長 それでは、資料1の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（諮問文朗読）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

納田係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いすることにいたします。何か御意見はありませんか。

塩田委員 ステップ1の期間が1年間で、ステップ2に移ってから、漁獲量の積み上がり等を2年間で確認するとなっていますが、この期間で本当に積み上がりが確認できるのかどうかは不安に感じます。例えば、愛媛県の漁獲量を見ても、1,000トンとか1,709トンとか444トンとか、かなり変動があります。こういう中で、ステップ1の1年、ステップ2の2年で、本当に確認できるのかなというのは、個人的には不安があります。

納田係長 ステップ2については2年間で想定していますが、実際に積み上がりを確認しまして、想定のとおりになければ、2年間から延長して3年間ということも考えられるのかなと思います。

梶田課長 移行期間につきまして、期間が短いという委員の御指摘ですけれども、各県同じような条件でございます。御指摘のようなこともあろうかとは思いますが、近隣県の様子も見て、必要に応じて国とも連携してやっていると考えておりますので、一旦は、これでやらせていただきたいと考えております。

塩田委員 わかりました。愛媛県だけの漁獲量というよりは、水産庁から見れば、本当は、全国的な漁獲量の推移を見たいのかなという気がします。

佐々木議長 他にありませんか。ステップ2では、採捕禁止命令は発出されないということですが、資源管理のTAC制度を導入しながら、結局、採捕禁止命令を出さないということではありますが、まき網が枠の100%を漁獲しても採捕禁止命令は発出しないということになります。全国的な枠の問題もあるとは思いますが、愛媛県ではまき網の漁獲が非常に多いわけで、そのあたりとの整合性は問題ないのでしょうか。

梶田課長　　こういった新しいものを進める上で、いきなり漁獲量が超過したから罰則ということになりますと、話が前に向いていかないということで、国にもこの辺りは聞いております。いろいろと試行錯誤をして、問題点を洗い出した上でやりたいということで、直ちに罰則が適用されるものではないという説明を受けておりますので、国の動向を見極めた上で、県としても対処していきたいと考えております。

佐々木議長　　試験的にやっていると強く感じますが、そういった面もあるということでしょうか。

梶田課長　　そうです。

佐々木議長　　わかりました。その他に御意見はございませんか。

委員一同　　（意見なし）

佐々木議長　　特に、御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。第1号議案、愛媛県資源管理方針の変更につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同　　（異議なし）

佐々木議長　　御異議がないようですので、そのように決定いたします。

4 （2）第2号議案（まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問））

佐々木議長　　続きまして、第2号議案、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを議題といたします。なお、次の第3号議案、ぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてとも関連がありますので、一括して事務局から説明願います。

逢阪次長　　それでは、資料2の1ページ及び4ページを御覧ください。
知事からの諮問文を朗読します。
（諮問文朗読）
諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

納田係長　　（資料に基づき説明）

佐々木議長　　説明が終わりましたので、これより委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。御意見はありますか。

委員一同　　（意見なし）

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第2号議案のまさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

4 (3) 第3号議案(ぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問))

佐々木議長 続きまして、第3号議案、ぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定します。

4 (4) 第4号議案(新規の許可等について(諮問))

佐々木議長 続きまして、第4号議案、新規の許可等についてを議題とします。事務局から説明願います。

逢阪次長 それでは、資料3の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

納田係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。何か御意見はありませんか。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。第4号議案、新規の許可等につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

5 報告事項（１）くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について

佐々木議長 以上で、事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、次に報告事項に移ります。くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更についてを報告願います。

逢 阪 書 記 報告の内容につきましては、水産課から説明をお願いします。

納 田 係 長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告につきまして御質問等がございましたら、お伺いをいたします。

委 員 一 同 （ 意見なし ）

5 報告事項（２）令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

佐々木議長 特に、御意見がないようでございますので、次に令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について、報告願います。

大 谷 書 記 （資料に基づき説明）

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、御質問等がございましたら、お伺いしたいと思います。何か御意見はございますでしょうか。

委 員 一 同 （ 意見なし ）

6 その他

佐々木議長 特に、御質問がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、事前にお知らせしておりました議題は全て終了しましたが、最後に、その他として何かございますか。

納 田 係 長 令和 6 年 12 月 11 日開催の第 311 回愛媛海区漁業調整委員会において、令和 7 年 6 月 1 日施行の愛媛県漁業調整規則の一部改正についてお諮りし、諮問のとおりの内容で差し支えない旨の決定をいただき、また、水産庁の指導等による軽微な修正についても、事務局、県に御一任いただく附帯決議をいただいていたところですが、当該諮問においては、刑

法の改正による懲役と禁固を拘禁刑にする規則の一部改正に合わせて、もじゃこの許可番号表示の制限措置の削除を行おうとするものでしたが、経過措置に係る附則の記載方法について、水産庁から技術的助言があり、拘禁刑の改正ともじゃこの許可番号表示の改正の施行日を分けるよう指示があったものです。

このため、去る5月27日に拘禁刑に係る部分の一部改正の公布を終え、もじゃこ漁業の終了に合わせて、もじゃこの許可番号表示に係る部分について改正を行いますので、御承知おきください。

なお、昨年12月の諮問内容に変更があった場合には、本委員会に報告することとなっていることから、もじゃこの許可番号表示に係る規則の一部改正を終えた後に、改めて本委員会に御報告します。以上でございます。

佐々木議長 その他の議題で説明がございましたが、何か御質問等はございませんか。

委員一同 （意見なし）

佐々木議長 その他の事項として、委員から何かございませんか。

委員一同 （意見なし）

佐々木議長 それでは、全ての議事が終了しましたので、これを持ちまして、本日の委員会を閉会いたします。皆様の御協力により、スムーズな議事進行ができました。心から厚く御礼を申し上げまして、本日の委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

14時30分 閉会